

# 吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2023 年 8 月 28 日

株式会社エム・エイチ・グループ

株式会社アトリエ・エム・エイチ

2023年8月28日

各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号  
株式会社エム・エイチ・グループ  
代表取締役兼執行役員社長 朱峰 玲子

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号  
株式会社アトリエ・エム・エイチ  
代表取締役 堀越 二郎

## 吸収分割に関する事前開示書面

株式会社エム・エイチ・グループ（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社アトリエ・エム・エイチ（以下、「承継会社」といいます。）は、2023年8月24日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、分割会社の美容室運営事業、すなわちBSサロン運営事業（フランチャイズ事業をいい、海外事業、プロダクト事業を含む）及びヘアメイク事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。なお、承継会社である株式会社アトリエ・エム・エイチは、2024年1月1日を効力発生日として、商号を株式会社エム・エイチ・プリュスへ変更する予定です。

本件分割に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）

別紙1の吸収分割契約書のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）

承継会社は分割会社の完全子会社であり、分割会社は承継会社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は分割会社に対して対価の交付はいたしません。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）

該当事項はありません。

4. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ、第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又は分割会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://mhgroup.co.jp/ir/library/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社の最終事業年度の計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 本件効力発生日後における分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

分割会社及び承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本件分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておりません。本件分割後の分割会社及び承継会社の収益状況を検討した結果、両者が負担すべき債務について、履行の見込みに問題は無いものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社エム・エイチ・グループ（以下「甲」という）と株式会社アトリエ・エム・エイチ（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

### 第1条（目的）

甲は、その経営する美容室運営事業、すなわちBSサロン運営事業（フランチャイズ事業をいい、海外事業、プロダクト事業を含む）及びヘアメイク事業（以下、総称して「本事業」という）に関し、第3条に定める権利義務を承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（当事会社の商号及び住所）

本分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（分割会社）：株式会社エム・エイチ・グループ  
東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号

乙（承継会社）：株式会社アトリエ・エム・エイチ  
東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号

### 第3条（本分割により承継する権利義務）

乙は、本分割の効力発生日において別紙「承継権利義務等明細」に記載の本事業に関して有する一切の資産、負債及び権利義務を甲から承継するものとする。

2. 甲の乙に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。ただし、当該債務の最終的な負担者は乙とする。
3. 乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、甲の2023年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本分割の効力発生日前までの増減を加除したうえで確定するものとする。

### 第4条（本分割の対価）

甲は乙の発行済株式の全てを所有しているので、乙は、本分割に際し、甲に対して前条に掲げる権利義務に代わる株式・金銭その他の財産の交付を行わない。

#### 第5条（乙の資本金、準備金等）

乙が本分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金  
増加しない。
- （2）資本準備金  
増加しない。
- （3）利益準備金  
増加しない。

#### 第6条（株主総会の決議）

甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本分割に関して必要な事項について甲の株主総会の承認を得て本分割を行うこととする。

2. 乙は、本契約につき、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条1項の株主総会の承認を得ることなく本分割を行うこととする。

#### 第7条（効力発生日）

本分割の効力発生は、2024年1月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

#### 第8条（競業避止義務を負わない旨の確認）

乙は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類する事業にかかわる競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から本分割の効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、協議のうえ、合意により本契約に定める条件を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲の株主総会の承認、または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

#### 第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、別途甲乙協議のうえ決定するものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が本書を、乙がその写しを保有する。

2023年8月24日

甲：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号

株式会社エム・エイチ・グループ

代表取締役兼執行役員社長 朱峰 玲子



乙：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号

株式会社アトリエ・エム・エイチ

代表取締役 堀越 二郎



(別紙)

## 承継権利義務等明細

乙は、本分割により甲から承継する本事業に属する資産、負債及びその他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本事業に関して属する次の権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りでない。

なお、乙が甲から承継する本事業に属する資産、負債及びその他の権利義務は、2023年6月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本事業に関する一切の流動資産

#### (2) 固定資産

本事業に関する一切の固定資産

#### (3) 投資その他の資産

本事業に関する一切の投資その他の資産

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本事業に関する一切の流動負債

#### (2) 固定負債

本事業に関する一切の固定負債

### 3. 承継するその他の権利義務等

本事業に係る取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、賃貸借契約、その他の本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

### 4. 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切

以上

(別紙2)

### 貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>149,008</b>	<b>流動負債</b>	<b>153,392</b>
現金及び預金	56,781	買掛金	12,030
売掛金	7,352	関係会社短期借入金	35,360
商品	14,663	1年以内返済予定長期借入金	6,666
未収入金	58,355	リース債務	10,663
前払費用	9,495	未払金	47,382
その他	2,359	未払法人税等	3,324
		未払消費税等	15,197
		契約負債	17,546
		その他	5,219
<b>固定資産</b>	<b>113,316</b>	<b>固定負債</b>	<b>150,122</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>47,346</b>	長期借入金	28,333
建物	35,514	関係会社長期借入金	91,000
工具、器具及び備品	5,622	長期リース債務	9,854
リース資産	6,209	長期未払金	12,634
		資産除去債務	8,300
<b>投資その他の資産</b>	<b>65,969</b>	<b>負債合計</b>	<b>303,514</b>
差入保証金	56,334	<b>純資産の部</b>	
長期前払費用	2,687	<b>株主資本</b>	<b>△41,189</b>
繰延税金資産	6,937	<b>資本金</b>	<b>20,000</b>
その他	10	<b>資本剰余金</b>	<b>29,680</b>
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	19,680
		<b>利益剰余金</b>	<b>△90,869</b>
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	△98,369
		繰越利益剰余金	△98,369
		<b>純資産合計</b>	<b>△41,189</b>
<b>資産合計</b>	<b>262,325</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>262,325</b>



(別紙2)

損益計算書 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位: 千円)

科目	金額	
売上高		811,712
売上原価		713,055
売上総利益		98,657
販売費及び一般管理費		55,249
営業利益		43,407
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
助成金収入	45	
その他	15	60
営業外費用		
支払利息	1,971	
その他	24	1,996
経常利益		41,472
特別損失		
減損損失	6,153	
店舗閉鎖損失	2,754	8,907
税引前当期純利益		32,564
法人税、住民税及び事業税	3,270	
法人税等調整額	△6,937	△3,666
当期純利益		36,231

(別紙2)

株主資本等変動損益計算書 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位: 千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	20,000	10,000	19,680	29,680	7,500	△134,600	△127,100	△77,420	△77,420
当期変動額									
当期純利益						36,231	36,231	36,231	36,231
当期変動額合計	—	—	—	—	—	36,231	36,231	36,231	36,231
当期末残高	20,000	10,000	19,680	29,680	7,500	△98,369	△90,689	△41,189	△41,189